

## 推進計画書（神奈川県）

### 1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成 22 年 6 月 1 日から実施される建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組方針を定めるものとする。

### 2. 現状の分析等

#### （1）審査に要する平均所要期間の把握・分析

	確認申請受付日から確認済証交付日まで						対象 物件数	うち法定 日数を超 えた件数
	確認審査		適判審査		計			
	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数	総日数	実審査 日数		
非適判 物件	23	17	—	—	23	17	20 件	4 件 (35 日超)
適判 物件	56	13	44	9	100	22	3 件	2 件 (70 日超)

※分析対象：平成 22 年 2 月～4 月に確認済証を交付した建築物（4号建築物除く）

※実審査日数：総日数から中断日数を除いた日数

#### （2）審査に長期間を要している物件の把握・分析

##### ア 非適判物件

- ・ 非適判物件のうち 4 件で総日数 35 日を超えているが、これら 4 件の所要期間を平均すると、総日数の約 5 割が補正・追加説明書の作成など申請者側が対応を行っている期間である。

##### イ 適判物件

- ・ 適判物件のうち 2 件が総日数 70 日を超えているが、これら 2 件の所要期間を平均すると、総日数の約 8 割が補正・追加説明書の作成など申請者側が対応を行っている期間である。

#### （3）確認審査の流れ

##### ア 非適判物件

①受付審査→②概ねの意匠審査→③消防へ図書を送付→④意匠・設備審査→⑤構造審査

##### イ 適判物件

①～⑤までアと同じ→⑥適判審査（知事指定構造計算適合性判定機関で実施）

#### （4）確認審査の体制

ア 県所管区域を 6 土木事務所（厚木土木事務所東部センターを含む。以下同じ。）で分担し、各土木事務所建築指導担当課に建築主事を置いている。

イ 建築主事の下、意匠・設備審査担当及び構造審査担当が審査を行っている。

(5) 事前相談

申請者等からの求めに応じて、随時、実施している。

(6) ヒアリング

審査中の疑義内容は、電話等で内容の確認を行っている。

(7) 審査担当者間の調整

審査に当たっては担当者間で意見交換を行っているが、必要に応じ、他の土木事務所の審査担当者とも意見交換を行っている。

(8) 長期間かかっているものの理由

実審査には日数を要していないものの、指摘事項があった場合の申請者側の対応に時間を要している。

### 3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について概ね 35 日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

### 4. 建築確認審査の迅速化のための取組

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続きの迅速化の取組について具体的取組方針を以下のとおり定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

- ・ 確認図書の受付の時点で、①記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等を申請者等に口頭で確認する。
- ・ 以下のような確認図書は、適正なものとは認めないこととする。
  - ア 申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないもの。
  - イ 設計図間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(2) 審査方法の改善

- ・ 確認図書の受付後、意匠審査において、特に建築計画に大きく影響する斜線規制や容積率制限等について概ね確認し、その後、速やかに構造審査と設備審査を並行して実施する。
- ・ 特に適判物件については、積極的に、構造計算適合性判定審査との並行審査を行うこととする。
- ・ 補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね 2 週間以内の一定期間とする。指摘事項の伝達は、原則、まとめて示すが、申請者の便宜を踏まえ、分野ごとに個別に書面を交付できることとするが、すべての指摘でない旨を伝達する。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善

マニュアル」によるものとする。

- ・ 指摘事項について担当者によるばらつきが生じないように、定期的に内部で情報共有し、調整する。

### (3) 審査体制の改善

- ・ 円滑な確認審査を可能とするため、意匠審査、構造審査、設備審査を並行して審査を行うことができるよう、審査体制の充実について検討する。

### (4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査の具体的方法の策定

- ・ 適判物件については、審査の手戻りを極力少なくするために、意匠審査や、意匠図・構造図等の整合性審査等を行い、並行審査に支障がなければ速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。
- ・ 消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防署と十分な調整や情報交換を行う。

### (5) 建築確認円滑化対策連絡会議等における意見交換の実施

- ・ 神奈川県建築確認円滑化対策連絡会議を主催し、設計者、県、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。
- ・ 神奈川県建築行政連絡協議会の場で情報交換・意見交換を行うことにより、審査上の課題解決を図る。

### (6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組の実施

- ・ 各土木事務所の建築指導担当課長が、物件ごとの審査状況の進捗を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について改善を図る。

## 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的取組方針を以下のとおり定める。

### (1) 物件ごとの進捗管理

- ・ 円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受け付けた段階から、物件ごとの審査状況の進捗を建築主事が管理し審査期間の短縮に取り組むものとする。

### (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

- ・ 建築指導課のホームページ上に審査に係る苦情を受け付ける窓口を設定する。

### (3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のばらつき等の把握、特定行政庁や指定確認検査機関内での調査体制の整備

- ・ 寄せられた苦情については、建築指導課において1ヶ月に一度の頻度で整理し、建築指導課長の下に実態を調査し、必要に応じて、ばらつき是正等のための指導を行うものとする。

(4) 審査員への指導等の取組方針

- ・ 各土木事務所の建築指導担当課長が中心となり、建築主事及び審査担当者との審査方法に関する定期的な情報交換・意見交換の場を設ける。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、積極的な意見交換を行う。また、審査担当者の審査技術の向上のため、計画的に研修会等に参加させる。

(5) その他審査ばらつき是正のための取組

- ・ 日本建築行政会議や神奈川県建築行政連絡協議会等を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

6. その他

(1) 推進計画書の公表方法

建築指導課のホームページに掲載する。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施

各土木事務所建築指導担当課と地元の建築関係団体とで定期的に意見交換を実施する。